

# 業務指示書

## イラク国クルド地域下水道整備事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年10月9日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課

島田 清仁

Shimada.Kiyohito@jica.go.jp

質問に対する回答：2013年10月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：下水道に係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

・(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。
- ( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。
- (○) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。
- (○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（イラク及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年10月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
 招聘プログラム実施に係る直接経費、安全確保に必要な直接経費、現地再委託費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IQD1 = 0.085 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/下水道計画  
下水処理施設計画  
下水処理設備計画

### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

14.70 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年11月5日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

イラク国クルド地域下水道整備事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針の的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/下水道計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 下水処理施設計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 下水処理設備計画	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

イラクは、2003年のイラク戦争終結以降、年間10%を超える経済成長率、年3%の人口増加が続き、電力設備や石油関連産業等の経済インフラが整備されつつある。

こうした発展が進んでいる中で、イラクの下水道施設の状況は改善されていない。下水処理場及び下水道は80年代までに多くの施設が整備され、2009年時点で中・南部には約40か所の下水処理場が現存している。しかし80年代以降の戦争や経済制裁等により、下水道施設の更新・維持管理が殆ど行われておらず、維持管理の観点等課題を多く抱えている状況であり、限定的な処理がなされているにとどまっている。

さらに、クルド地域には汚水処理施設が全く整備されておらず、下水管に接続している下水処理水は未処理のまま放流されており、下水管に接続されていない家庭の7割が各戸処理を行っていない現状となっている。マスタープラン作成等、一部計画検討は行われたが、未だ下水に関する事業は実施されていない

本プロジェクトの対象となるクルド地域は、イラク北部に位置し、エルビル県、スレイマニーヤ県、ドホーク県の3県からなっており、2010年時点で520万人が居住する地域であり、クルド地域政府(KRG)が地域内の治安維持に努め、イラク国内の他地域とは異なりテロ事件の発生が限定的であるなど、情勢が比較的安定している。

2011年時点で、公共上水道利用率はクルド地域で8割を超えている一方で、下水処理が適切に行われていないため、特に市街地での汚水の適切な処理が課題となっている。また、下水管渠の老朽化も進んでいる。スレイマニーヤ県では、老朽化により破損した管渠から漏出した汚水による土壌汚染等が生じている。スレイマニーヤ市では毎年コレラの発生が報告されており、2010年10月には300名が罹患したとの報告もあり、因果関係は証明されていないものの、未処理の下水による影響は大きいと考えられる。さらに、クルド地域では人口増加率が年3.5%と都市化が進んでおり、特にエルビル市・スレイマニーヤ市等の主要都市においては、人口増加による汚水発生量の増加による更なる環境悪化が懸念されており、下水道施設の整備が喫緊の課題となっている。

現在、エルビル県のエルビル市、ソラン市・ハリファン市の一部については、標準活性汚泥法の下処理場や下水管網を含むマスタープラン(M/P)が存在し、ドホーク県のドホーク市については下水管網のプランが存在するものの、エルビル県での下水システム整備に向けた全体計画はない状況である。このような背景の下、エルビル県における下水道施設の建設に向けた優先プロジェクトの検討を行い、具体的な事業化に向けた調査を行う必要がある。

### 2. プロジェクトの概要

- (1) 事業名： クルド地域下水道整備事業
- (2) 事業目的： イラク北部のクルド地域の主要都市において下水道施設を建設する。
- (3) 対象地域(サイト)： クルド地域(現時点の候補はエルビル市他主要都市)
- (4) 関係官庁・機関

実施機関：クルド地域自治・観光省

(RMMTK: Regional Ministry of Municipality and Tourism in Kurdistan)

関連機関：クルド地域計画省(RMPK: Regional Ministry of Planning in Kurdistan)

エルビル市他地方自治体

### 3. 業務の目的

本業務は、クルド地域下水道整備事業について円借款による支援を検討するため、我が国国有償資金協力として実施するための審査に必要な調査を実施し、円借款事業としての妥当性の検証及び最適な事業実施計画を提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

### 5. 業務方針及び留意事項

#### (1) 現地調査及び協議の場所について

現地調査は比較的治安の安定しているクルド地域のみで実施する。

ただし、イラク国内での調査実施に際しては、JICA安全対策措置に基づいた行動をとるとともに、安全管理室、イラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。

プロポーザル及び見積書作成の際は、実際に協議または調査を行う場所を提案すること。

クルド地域以外については、既存資料や、現地再委託による情報収集を基本とし、本業務での現地調査は想定しない。

#### (2) 環境社会配慮

環境社会配慮については、機構の「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICAガイドライン)に基づくものとする。

本事業はJICAガイドラインに掲載されている、下水セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないと見込むが、調査実施において改めてカテゴリー分類を確認する。カテゴリー分類等については、機構と十分に協議するものとする。具体的な調査においては以下の点に留意する。

- ・ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、及び経済社会状況等)の確認
- ・イラクの環境社会配慮制度・組織の確認
  - 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準
  - JICAガイドラインとの整合性
  - 関係機関の役割

#### (3) プロジェクトの想定

今まで調査がされている状況を踏まえて、エルビル市の一部の下水道処理施設整備および他都市のエンジニアリング・サービス(E/S)のプロジェクトを想定しているが、イラク側との協議により、変更の可能性はある。

### 6. 業務内容

業務の内容は、以下のとおり調査の全工程を2段階に分けて実施する。コンサルタントは、「5. 業務方針及び留意事項」を踏まえつつ、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

【フェーズ1：現況の確認及び事業の概略設計】

- (1)事業背景及び必要性・下水道分野の基礎情報の確認  
上位計画、関連法令、サイト状況、本事業の必要性・妥当性の検証などの基本的な事項の骨組みについて検討するための情報を収集、調査する。
- (2)イラク側実施機関の本邦招聘による本邦技術の紹介  
下記(3)以降の技術的な検討をする際の前提知識を向上させるため、イラク側実施機関を本邦に招聘し、我が国の進んだ下水道処理施設の紹介を行う。
- (3)事業の概略設計・比較検討  
上記(1)で収集した情報や本邦招聘の際の議論を元に、事業の基本的内容について複数の代替案を比較した上で最適事業案を検討する。また、インテリム・レポート(IT/R)を作成の上、その内容をイラク側に説明し、合意する。

【フェーズ2：予備設計と事業効果の確認】

- (4)最適事業案に係る予備設計・事業効果の確認  
上記(3)にて合意した内容を元に事業費の積算、環境・社会面、経済・財務面、実施機関の能力等に係る調査を行う。
- (5)報告書作成  
ドラフト・ファイナル・レポート(DF/R)を作成の上イラク関係者及び JICA に説明を行い、その過程で出されたコメント等を反映したファイナル・レポート(F/R)を取りまとめる。

業務内容は次のとおり。

【フェーズ1：現況の確認及び事業の概略設計】

(国内準備期間)

- (1)インセプションレポートの作成
  - 1)イラク政府、クルド地域政府からの関連資料、JICA 調査報告書等既存資料の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
  - 2)上記 1)の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

(第一次現地調査)

- (2)インセプションレポートの協議  
インセプション・レポートに基づき、イラク側実施機関であるクルド地域自治・観光省に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。
- (3)事業背景及び必要性・下水道分野の基礎情報の確認
  - 1)国及びクルド地域概要に関し、次の項目について確認する。
    - (ア)地理・地形
    - (イ)政治（クルド地域と周辺地域との関係含む）
    - (ウ)経済・産業
    - (エ)自然（水資源・降水量）
    - (オ)社会状況（人口動向・増減の可能性、住民構成、保健・水と衛生）
    - (カ)開発プロジェクトの政府承認に係る制度の確認（国内手続き、関係機関の業務分掌等）
    - (キ)本案件に影響を与える可能性のある不安定要素・安定要素の抽出

- 2)イラク・クルド地域の開発計画をレビューする。
  - (ア)開発政策 (National Development Plan 等)
  - (イ)長期開発計画(エルビル、スレイマニーヤ下水 M/P)他
- 3)法制度・規制に関し、次の項目について確認する。
  - (ア)イラクでの開発プロジェクトの事業に係る国内承認の手続き、関係機関の分掌
  - (イ)イラクの公共用水域の水質管理に関する規制、基準
- 4)クルド地域での上下水道の整備状況を確認する。
  - (ア)上・下水道整備方針・計画 (補助金政策も含む)
  - (イ)上・下水道整備状況 (サービス人口、配水量等)
  - (ウ)料金体系、料金徴収状況、補助金の有無 他
- 5)イラク国の既設下水処理場の状況及び運営・維持管理体制等を確認する。
  - (ア)下水処理方式、規模、整備時期、老朽化度
  - (イ)事業体の財務状況
  - (ウ)運営・維持管理体制 他
- 6)クルド地域の下水処理の現状を確認する。
  - (ア)下水道整備計画とその進捗
  - (イ)下水処理方式、処理量
  - (ウ)汚水及び雨水排除方式、延長、整備時期、老朽化度
  - (エ)事業体の財務状況 (料金体系、料金徴収状況含む)
  - (オ)維持管理状況
  - (カ)固形廃棄物による影響、工場排水の影響等
  - (キ)水質の現況、水系感染症発生状況、重金属汚染状況等
- 7)本事業の必要性につながる問題点とその原因を分析する。
- 8)下水道整備・管理に関する現状と課題を分析する。
- 9)公共用水域の水質管理に係る現状と課題を分析する。
- 10)クルド地域下水道整備・管理の方向性を確認する。
  - (ア)各処理区の上水道、下水道の長期需要予測
  - (イ)下水道整備の基本方針
  - (ウ)今後 20 年間程度に整備が必要な施設、フェージング
  - (エ)下水道経営・管理方針 (料金体系、料金徴収含む)、行動計画
  - (オ)公共用水域の水質管理方針、行動計画
- 11)イラク国への下水道分野への他ドナー支援の支援状況を確認する。

注) (3)について、クルド地域以外の現地調査は現状困難であるため、文献調査または現地ローカル・コンサルタントを活用した調査を行うこと。

#### (4) イラク側実施機関の本邦訪問プログラムの検討

我が国の進んだ下水道処理施設の紹介を行うための本邦訪問プログラムの検討を行う。下記に留意しつつ、適切な実施時期及び視察プログラム案をプロポーザルにて提案すること。

- 1)イラク側は環境対策として、我が国の水質汚濁防止技術を活用し、STEP に関心を有しているところ、汚水処理や污泥処理等 STEP に資するプログラムを検討する。
- 2)対象・期間はクルド地域自治・観光省下水道局職員等 10 名を 10 日程度を想定するが、具体的な参加者は調査開始後、イラク側との協議により決定する。
- 3)視察の実施は調査の本格的なプロジェクト検討に入る前の初期段階とし、視察で得た知見をその後のプロジェクト検討に活用できるようなプログラムを作成する。

## (第一次国内調査)

- (5)イラク側実施機関の本邦訪問プログラムの準備・実施  
上記(4)で検討したプログラムの準備・実施・報告を行う。  
コンサルタントが行う具体的な業務は以下のとおり。

### 1) 受入

- ① 航空券の手配
- ② 査証の手配
- ③ 来日時・帰国時の空港送迎
- ④ 本邦における宿舎手配及び宿泊先への支払
- ⑤ 保険加入手続き
- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配

### 2) 招聘プログラムの実施

- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施

### 3) 招聘プログラムの監理

- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

なお、招聘プログラムの実施に関する直接経費（航空賃、滞在費（日当）、宿泊費、保険料、諸経費、講師謝金等）については、別見積りとし、内容については契約交渉で協議します。それ以外の上記に係る一切の費用（人件費等）については、見積書に積算してください。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めません。

## (第二次現地調査)

- (6)プロジェクトの内容・実行可能性に係る調査

- 1) 上記(1)～(5)の結果を踏まえ、本事業の対象地域、対象事業内容の絞込みについてイラク側と協議を行う。現在の想定は上記 5.(3)に記載してあるものの、イラク側と協議を行い、本プロジェクトの対象範囲を協議にて確認・決定する。
- 2) 下水道事業対象区域・対象人口、下水処理場の施設計画、施設建設候補地、汚泥処理方法、下水管渠計画、概算事業費・維持管理費等を含む、複数の代替案を設定する。
- 3) 複数案について、以下の点を含めて比較検討及びリスク分析/妥当性検証を行ない、最適プロジェクトの提案を行う。
  - (ア) 事業実施スケジュール
  - (イ) 定量・定性評価（環境面のインパクト、用地取得、維持管理性等含む）
  - (ウ) 環境社会配慮
- 4) 上記 1)～3)の結果について、インテリム・レポートに取りまとめ、これをイラク側と十

分協議し、より適切と判断される最適案を確認する。

## 【フェーズ 2：予備設計と事業効果の確認】

### (第三次現地調査)

#### (7) 予備設計図面の作成

- 1) 下水処理場・ポンプ場に関し、施設の平面図、断面図、水位関係図、放流渠等の予備設計図を作成する。
- 2) 管渠に関し、平面図、下水幹線管渠の縦断図を作成する。

#### (8) プロジェクトの概略事業費

- 1) プロジェクトの概略事業費について、以下に従って積算を行う。

##### (ア) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として JICA へ提出すること。下記のうち、下線部についてはその算出方法等を JICA から指示することがある。

##### ア) 本体事業費

イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ) 本体事業費に関する予備費

エ) 建中金利

オ) フロント・エンド・フィー

カ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ) その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク) その他 2

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 移転地整備に係る費用
- ④ 研修費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
- ⑤ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

##### (イ) 事業費

別途 JICA が提供するコスト計算支援システム（Excel ファイル）の様式にて算出し、提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

##### (ウ) 積算

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する。に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009 年 3 月版）を参照する

##### (エ) 積算総括表

積算総括表を、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照しつつ



作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取る。

(オ)コスト縮減の可能性

概略事業費の算出に当たり、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討の結果を別途 JICA が指示する様式に取りまとめ、提出する。

(9)環境社会配慮

1) JICA ガイドラインに基づき、環境社会配慮面からの確認を行い、代替案の比較検討、重要な環境影響項目に対する緩和策、モニタリング計画の作成支援、チェックリストの作成支援を行う。主な調査項目は、以下のとおり。

(ア)ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境及び経済社会状況等）の確認

(イ)現状及び将来の環境関連法制度

①環境社会配慮（EIA の実施、環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準（各種環境基準・排出基準、規制・河川法など）等

②JICA ガイドラインとの整合性

③関係機関の役割

(ウ)重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成

(エ)用地取得・非自発的住民移転の必要性・規模の確認

2)（大規模な住民移転がある場合）住民移転計画（RAP）の策定支援/(大規模ではない住民移転、若しくは用地取得が生じる場合)簡易型住民移転計画の策定支援を行う。本事業では住民移転は発生しない見込みであるが、大規模ではない住民移転、若しくは用地取得が生じる場合、JICA ガイドラインに基づき、簡易住民移転計画案の策定を行う。策定にあたっては、同ガイドラインを参照する簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（財産・用地調査等）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

(ア)用地取得・住民移転の必要性

(イ)事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

(ウ)事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

(エ)損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件

(オ)再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

(カ)生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

(キ)苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き

(ク)住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定、及びその責務

(ケ)損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

(コ)費用と財源

(サ)実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

(シ)初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

(10)財務的・経済的実行可能性に係る調査

1)運用・効果指標を検討する。（事業完成後約 2 年を目途とした目標年の目標値を設定）

2)EIRR、FIRR を算出する。（便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠についても、併せて示すこと）

3)定性的効果の確認

4)プロジェクトの実現性の確認（事業実施後の財務的持続性、料金設定、補助金有無等）

## 5) 下水道料金及び国及び他機関からの補助金の適正水準額についての提案

### (11) 事業実施体制の検討

- 1) クルド地域には下水処理場が存在しないため、クルド地域の浄水場建設・下水管渠の建設の事例や、他地域の下水処理場建設の事例（実施体制、制度等）を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。
  - (ア) 事業実施体制の確認（PMU：Project Management Unit の設立等）
  - (イ) 実施機関の概要の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
  - (ウ) 実施機関の財政・予算状況
  - (エ) 実施機関の技術水準

### (12) 維持・管理体制の検討

- 1) 本事業実施により下水処理場が建設された後の維持・管理体制のあり方を検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。
  - (ア) 維持・管理体制の確認
  - (イ) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む）
  - (ウ) 維持・管理機関の財政・予算状況
  - (エ) 維持・管理機関の技術水準
  - (オ) 維持・管理機関の実績（下水管の維持管理等）

### (13) 複数案の比較検討及びリスク分析/妥当性検証

- 1) 複数案の比較検討及びリスク（財務、運営リスク）分析を行う。
- 2) 上記 1) の分析を踏まえ、下水道料金設定、補助金制度に関する対策、提言を行う。
- 3) 事業実施体制構築及び必要な技術支援に関する対策、提言を行う。

### (14) 環境分野円借款適用、CDM、二国間クレジットの適用可能性調査の実施

- 1) 本施設の設計に併せ、気候変動対策・CDM 事業への適用可能性を検討する。そのために必要となる設備や適用可能な下水・汚泥処理方法の検討を行う。
- 2) 本事業による温室効果ガス抑制効果の定量的な把握に必要なデータについて、CDM 方法論等に基くデータの特定とデータ収集、および温室効果ガス削減効果の推計を行う。

### (15) 本邦技術の適用可能性の検討

- 1) 再生水利用も視野に入れた下水処理技術、汚泥処理技術や汚泥の有効利用技術等について、我が国の技術の本事業への導入可能性を調査する。
- 2) STEP 活用も想定しつつ、詳細設計のコンサルタント TOR、工法、契約形態（契約パッケージ）、施工計画を検討する。
- 3) 業界団体との意見交換会を行い、上記 2) の内容をレビューする。

### (16) 本施設の設計に併せ、気候変動対策・CDM 事業への適用可能性を検討する。そのために必要となる設備や適用可能な下水・汚泥処理方法の検討を行う。

### (第 3 次国内作業)

### (17) 事業実施に当たっての留意事項の検討・提言

- 1) 事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。
- 2) プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、JICAに提出する。
  - (ア) イラクにおける当該類似業務の調達事情
    - ・ 一般土木工事の入札と契約に係る一般事情
    - ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
    - ・ 現地施工業者の一般事情
  - (イ) 入札手法、契約条件の設定
    - ・ 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針等
  - (ウ) コンサルタントの選定方法
  - (エ) 施工業者の選定方針
    - ・ PQ：Pre-Qualification 条件の設定
    - ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方等
- 3) 事業実施に当たり、我が国の技術支援（技術協力）の必要性について検討し、提言する。
- 4) 予備設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無について確認する。
- 5) コンサルティング・サービスの M/M スケジュール、TOR 案を作成する。  
 なお、コンサルタント TOR 案の作成に当たっては、「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（2012 年 4 月）に従うとともに、主に下記の内容を業務内容に含めることを検討すること。
  - － 詳細設計
  - － 調達支援
  - － 施工監理

(18) 事業実施スケジュールの検討

上記を踏まえ、調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート（JICA の様式に基づく）により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程（EIA の承認や用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

(19) ドラフト・ファイナル・レポートの作成、協議

上記調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめ、JICA（中東・欧州部、JICA 地球環境部）に説明し、内容を協議・確認する。

（第 4 次現地調査）

(20) ドラフト・ファイナルレポートの内容確認

イラク側関係者、JICA イラク事務所に説明し、内容を協議・確認する。

（帰国後整理期間）

(21) ファイナル・レポートの作成

上記(19)(20)の協議を踏まえ、ファイナル・レポート（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書類

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、4)~6)を成果品とする。

- 1) インセプションレポート : 和文 3 部  
: 英文 8 部
- 2) インテリムレポート : 和文 3 部  
: 英文 8 部
- 3) ドラフトファイナルレポート : 和文 3 部  
: 英文 8 部
- 4) ファイナルレポート : 和文 5 部[製本版]  
: 和文 5 部[製本版] (概要版)  
: 英文 12 部[製本版]  
: 英文 12 部[製本版] (概要版)  
: CD-R 6 枚 (図表データ含む)
- 5) デジタル画像集・資料集 : CD-R 2 枚
- 6) 図面集 : (ファイナルレポート和文・英文に添付もしくは別添)

注 1) 報告書類の仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照し、ファイナル・レポート以外は簡易製本とする。

注 2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成すること。

注 3) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの (既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況 (先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況 (対象地域に土地収用などが発生しそうな場合) を収め、事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真は jpg のファイル形式で CD-R に格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と併せて提出する。

注 4) 収集資料:調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で当機構に提出する。

注 5) 英文語版の報告書の部数については、上述の部数は仮とし、インセプションレポートの協議時に必要部数、配布先を協議する。

### (2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する (毎月、和文 1 部)。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

本業務は、2013年11月に開始し、2014年7月までを想定している。なお、現地治安情勢等により遅延が発生する事態に備え、契約期間は2014年8月までとする。

想定実施スケジュールは以下のとおり。

項目	2013年		2014年							
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
(1)現地調査		■		■	■	■	■		■	
(2)国内作業	□		□		□			□		□
報告書	△ ICR			△ ITR					△ DFR	△ FR等

ICR：インセプションレポート

ITR：インテリムレポート

DFR：ドラフトファイナルレポート

FR等：ファイナルレポート、概略事業費、調達方法の留意事項、デジタル画像集、図面集

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

全体：約 27.0M/M（現地 16.5M/M、国内約 10.5M/M）

##### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成分野は以下を想定している。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載された格付目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/下水道計画（格付2号）
- 2) 下水処理施設計画（格付3号）
- 3) 下水処理設備計画（格付3号）
- 4) 管路施設整備計画
- 5) 施工計画・積算
- 6) 経済分析・資金計画
- 7) 法制度/維持管理計画
- 8) 環境・社会配慮
- 9) 気候変動対策

##### (3) 通訳

本調査には、必要に応じ、現地での通訳備上（英語 - クルド語）を認める。備上する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

### 3. 配布／閲覧資料

#### (1) 配布資料

- ① National Development Plan 2013-2017 (Republic of Iraq Ministry of Planning, 2013)
- ② Building Kurdistan Region –Iraq the Socio Economic Infrastructure (KRG Ministry of Planning and UNDP, 2012)
- ③ Data Collection Survey on Business Environment in the Republic of Iraq Final Report (JICA, 2013)
- ④ イラク支援調査団報告書-水道衛生分野- (国際協力事業団、2003)
- ⑤ イラク水セクター (上下水) 調査 (国際協力銀行、2005)

#### (2) 閲覧資料

1) 以下の資料は次の URL にて検索可能です。

- ① Regional Development Strategy for Kurdistan Region (KRG Ministry of Planning, 2013)  
<http://www.mop-krq.org/resources/Strategic%20Plan/PDF/Regional%20Development%20Strategy%20for%20Kurdistan%20Region%202013-2017.pdf>
- ② Water in Iraq Factsheet (UN Iraq, 2013)  
<http://www.japuiraq.org/documents/1866/Water-Factsheet.pdf>
- ③ Iraq Knowledge Network Survey 2011  
<http://www.japuiraq.org/ikn>
- ④ イラク国ビジネス環境に係る調査報告 イラクビジネスの現実と課題 (JICA, 2013)  
[http://www.jica.go.jp/information/seminar/2013/ku57pq00001fojhp-att/20130702\\_01\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/information/seminar/2013/ku57pq00001fojhp-att/20130702_01_01.pdf)

2) 以下の資料のうち、公開できない内容を除いたものは JICA 中東・欧州部中東第二課にて閲覧可能です。

- ① Separate Waste Water Network and Treatment Plant Erbil City (KRG Ministry of Municipalities, 2007)
- ② Soran & Khalifan Sewerage Master Plan Final Report (French Government, 2012)
- ③ Feasibility & Environmental Impact Assessment Studies for the Wastewater Network & Treatment Systems (Ministry of Municipalities and Public works, 2007)
- ④ JBIC Study on Karkh Sewerage Treatment Plant Expansion (Study Team for JBIC, 2007)
- ⑤ Study of Sanitation Sector Loan in the Middle and Western Governorates in Iraq (JBIC, 2008)
- ⑥ Final Report on the Preparatory Survey on Electricity Sector Reconstruction Project (II) in the Republic of Iraq, Kurdistan (JICA, 2013)

### 4. 特別経費

#### (1) 一般業務費等の直接経費

コンサルタント等は、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、下記 6. その他の留意事項に記載の通りの安全管理を行い、調査対象地域の治安状況に応じ、次の条件により当該経費を契約金額に含めることができるものとする。なお、当該経費の見積は別見積とする。

- ア 民間警備員傭上、安全対策設備費等
- イ 通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金など)
- ウ 各種保険契約 (現金輸送、生命保険 (現地スタッフ)、戦争特約等)
- エ 現地業務調整などの傭人

オ 車両（防弾車借上げ、防弾車運転手傭上、警護車両等）

(2) 航空賃

路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入ができる。

(3) 宿泊料

宿泊施設が限定され、当該施設の宿泊料が著しく高く、所定の宿泊料では滞在が困難である場合には当該宿泊料を超えて実費相当額を請求できるものとし、その取扱いは別に定める。

(4) 一般管理費等

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとはいえない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率に10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとする。

5. 現地再委託

社会経済状況の情報収集、環境社会配慮に関する調査及び下水道の整備・運営状況に関する確認調査については、ローカル・コンサルタントへの再委託を可とするが、コンサルタントが自ら当該調査を行う場合、機構との協議により実施する。また、ローカル・コンサルタントに対しては、当該調査に加え、必要に応じて実施機関を含む関連機関等とコンサルタント間の情報収集、連絡調整などの補助業務も含めることを可とする。その場合には、コンサルタントとローカル・コンサルタントとの役割分担を含め、全体の調査工程・実施体制、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等について具体的にプロポーザルにて提案すること。

なお、社会経済状況、環境社会配慮及び下水道の整備・運営状況に関する現地調査については、再委託の有無に拘わらず、別見積とする。

また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

安全管理の観点から、現地再委託等の活用を最大限に生かすこと。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラク国の治安状況については、JICAイラク事務所、在イラク日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

現地調査日程について前広にイラク事務所に連絡・調整した上で確定することとする。なお、調査時には、以下の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

①移動の2週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、安全管理室もしくはイラク事務所に申請する。イラク事務所は、承認を受けて、関係者の渡航予定等について在バグダッド日本大使館に対して事前報告を行う。

②民間警備会社より安全確認及び安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。

- ③エルビル市外は防弾車両で移動を行う（市内については、治安状況に基づきイラク事務所が防弾車両の利用を判断する。）
  - ④渡航先については、民間の警備会社による安全確認を行う。
  - ⑤連絡手段の確保（携帯・衛星携帯の常時携帯）を行う。
  - ⑥エルビル市外での日没後夜間の移動・外出は可能な限り控える。
  - ⑦宿泊先は、イラク事務所が指定する宿泊施設を利用する。
  - ⑧戦争特約・功労金保険（エルビル市外の移動を含める場合）はコンサルタントが手続きを行う。当該経費の見積は別見積りとする。
- なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後に受注者へ連絡する。

(2) 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

- (3) 本業務においては、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業がある場合も継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上